



骨髄移植等患者の再接種費支給事業

1 骨髄移植等患者の再接種費支給事業とは

骨髄移植手術等や抗がん剤治療等により、定期の予防接種により得た免疫が消失又は低下し、予防接種の再接種が必要であると医師に判断された人に対し、再接種費用の一部又は全部を支給します。

※骨髄移植手術等とは、骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植等の造血幹細胞移植のことを指します。

2 支給対象者

次のすべての要件に該当する人が対象です。

- 再接種を受けた接種日時点において福山市民であること
- 骨髄移植手術等や抗がん剤治療等により、過去に受けた定期の予防接種で得た免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師に判断されていること
- 過去に接種した定期接種の接種回数及び接種間隔が予防接種実施規則の規定によるものであること

3 支給の対象となる予防接種

- 2022年（令和4年）4月1日以降に受けた再接種であること
- 子どもの定期接種で予防接種法に規定されているものであり、再接種に使用するワクチンが実施規則の規定によるものであること
- 再接種日時点の年齢が次のとおりであること

予防接種	年齢
BCG	4歳未満
小児用肺炎球菌	6歳未満
Hib（ヒブ）	10歳未満
5・4種混合	15歳未満
その他	18歳未満



裏面も見てください。

4 支給額

再接種費の支給金額は、各予防接種の接種費用とします。

※上限があるため、実際に支払った額と異なる可能性があります。詳細の金額についてはお問合せください。

5 申請方法

□再接種前

次の書類を提出してください。（様式は市のホームページにあります。）

- 福山市骨髄移植等患者の再接種費支給認定申請書
- 福山市再接種費支給認定に係る医師意見書
※骨髄移植手術等または抗がん剤治療等を受けた医療機関で作成を依頼してください。
意見書発行に係る費用は支給の対象にはなりません。
- 骨髄移植手術等または抗がん剤治療等の前に受けた定期接種の履歴が確認できる書類
（親子（母子）健康手帳のコピー等）

意見書を元に審査を行い、再接種費支給認定又は不認定の結果を通知します。認定通知後に再接種を受けてください。

□再接種後

必要書類を揃えて、保健予防課宛てに郵送又は窓口にて交付申請を行ってください。申請月の翌月末に指定口座へ振り込みをします。

6 申請・問合せ先

福山市保健福祉局保健部保健予防課
〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号
電話：084-928-1127